

crecer valente maebashi

クレセルバレンテ 前橋



crecer (クレセル 成長する 育つ 増大する 上昇する)

valentia (バレンティア 勇気 勇敢)

2024年4月1日

規 約

第一章 目 的

1. 2023年4月1日より名称を「クレセルバレンテ前橋」としサッカーによるスポーツ活動を通して健全なる心身の発達を目的として活動する。
2. 中学生という年代の特徴をとらえ、強く、たくましく、そして思いやりのある心を育てるとともにより高い技術の習得をめざす。

第二章 構 成

1. クラブ員は、保護者の同意があり、健康で活動できる体力を持っているならば、参加できる。また、退部も自由である。
2. 年度の方針に合わせ、クラブ員の定数を定める。
3. 指導者はクラブの目的・精神を理解し、熱意あるものを「指導運営部会」にて推薦し代表が承認する。

第三章 活 動

1. 群馬県クラブ連盟に加盟し、当連盟主催の大会に参加、また県下、近県のクラブと積極的に交歓を持つ。
2. 群馬県サッカー協会に加盟し、群馬県主催の大会に参加する。
3. サッカー活動に関した他のいろいろな活動に対しても企画実施する。

第四章 組 織

1. 「代表」を中心に「指導運営部会」を構成する。
2. 「代表」は、クラブ総責任者として指導・運営にあたる。
3. 「指導運営部会」は、事務局及び指導スタッフから構成し、クラブの基本方針を立て活動の全体計画を企画・立案、そして実行する。

第五章 運 営

1. クラブ運営に関する経費は、クラブ会費・寄付及び必要に応じた費用の徴収を持って充当する。
2. クラブ会計は「経理規定」及び「クラブ費徴収内規」による。
3. クラブの年度は4月1日より翌年3月31日までとし「指導運営部会」にて、収支、決算する。
4. 活動全般については、月ごとの「指導運営部会」にて検討し決定する。
5. 代表は、必要に応じて「指導運営部会」または、総会その他の会を招集開催する。

第六章 特 記

1. 規約改正に関しては運営部会にて決定する。

経理規程

第1条 目的

この規定は、クラブの会計を正確に処理し活動及び財務について真実な報告を提供とともに、合理的なクラブ運営を図ることを目的とする。

第2条 会計期間

クラブ会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第3条 業務範囲

この規定において経理業務とは、次の事項をいう。

1. 金銭の出納保管ならびに資金の調達及び運用に関する事項
2. 収入、支出の経理処理に関する事項
3. 会計帳簿の記帳整理及び計算書類の作成に関する事項
4. 決算に関する事項
5. 備品購入及び備品台帳管理に関する事項
6. その他、一般経理処理に関する事項

第4条 会計処理の原則

すべての取引につき適正な勘定科目に仕訳し関係帳票に記録・整理し、その記録に基づき決算を行う。

第5条 勘定科目

勘定科目は別に定める。

第6条 出納責任者

金銭の出納責任者は事務局会計担当とする。

第7条 金銭の収納

金銭を出納したときは、原則として領収書を発行する。

第8条 金銭の支払い

1. 金銭の支払いに対し相手方より適正な領収書を受け取る。
2. やむを得ない事情により領収書を受け取れない場合は、支払い証明をもって替えることができる。
3. 金融機関へ振込みをした場合、振込み証明書を持って領収書に替えることができる。

第9条 備品の範囲

1. 試合・練習用の用具
2. ユニホーム（公式戦用）

第10条 備品台帳

クラブで所有している備品の在庫を記録整理し備品台帳を備える。

第11条 決算

決済は事業年度におけるクラブ運営状況と期末における財務状態を明らかにすることを目的として運営部会にて期末に報告する。

第12条 計算書類

事務局会計担当は、決算期に次の書類を作成するとともに所定の手続きを行うものとする。

1. 決算報告書
2. 備品台帳
3. 差額処理案
4. 付属明細

クラブ費 徴収内規

第1条 規定対象

本クラブは、規約 第5章1項により、クラブ員に対しこの内規によりクラブ費及び年会費を徴収する。

第2条 クラブ年会費

クラブ年会費として、毎年4月に10,000円を徴収する。尚、新入団クラブ員についても4月にて現金にて徴収する。

これは日本協会登録料、スポーツ傷害保険料、バス経費等に充てる。

第3条 クラブ費の額

クラブ費の月額原則12,000円とする。ただし、下記の場合には減額を行う。

- ・3年生の下期については12月までとし、以後、自由参加により月額無料とする。
- ・兄弟会員の弟会員は、月額8,000円とする。(兄、在籍期間の同時納入時に限る)。

第4条 徴収方法

1. クラブ費

毎月の月初にゆうちょ銀行自動払い込みにて徴収する

- ・入会時に所定の申込書をゆうちょ銀行に提出する。
- ・手数料負担はクラブ員の負担とする。
- ・当クラブで概ね20日に次月の自動払込み手続きする。

2. 個人ユニホーム代・その他

個人持ちユニホーム代・その他、振込での扱いをする支払いについては指定の口座に指定期日までに振り込むものとする。

注文後のユニホーム代必ず納めキャンセルは応じない。

指定口座

振込先 群馬銀行 片貝支店 (普)0267267

口座名義 前橋エコージュニアユース 小野智巳

※ 振込みの際は、クラブ員の名前を忘れずお願いします。

※ 振込み明細書は必ず保管してください。(領収確認のため)

第5条 退部・休部

本クラブに取められたクラブ費は途中で退部・休部した場合、原則として返還しない。ただし退部・休部を申し出るものは、その理由を所定の申請書（休・退部申請書 兼 回答書）にて申請すること。その扱いについては指導運営部会にて協議し考慮する。

退部

月末より15日以前に申請し、それ以降の申請は次月の会費も徴収する。

休部

月初め1日より1か月を超えるものを対象とする。

(P8 5 欠席の連絡等)

第6条 クラブ費の使途

クラブ費は本クラブの活動及び運営に充てることとし、使途の明細は別途経理規定により報告する。また、個人持ちのユニホーム・ジャージ・遠征費等はその都度、徴収する。

第7条 罰則

クラブ費の滞納が著しい場合、会員の活動停止及び退部を勧告することが出来る。

運営基本方針

クレセルバレンテ前橋は、人間教育を基盤にサッカーの好きな子供たちに。また、能力のある子供たちに満足いくような活動をめざし、楽しく、魅力あるクラブを創りあげて活きたいと思えます。

1. 指導方針 めざすもの

(1) 人間づくり

- ・ サッカーを通し、強く、たくましく、そして思いやりのある心を育てる。
- ・ 21世紀を向かえめまぐるしく変化する社会情勢、環境に対応する力、生きる力、また、世界に羽ばたく人間としての感性を育てる。

(2) より高い技術

- ・ 将来につながるサッカー技術・戦術を向上させ、1人1人の能力を大事にして育てる。
- ・ より高い技術を身に付け、自身の創造・判断・実行のできる力を育てる。

2. 留意すること

※ 中学生という年代を考えて

1. 中学生にふさわしい容姿、服装とする。
2. 友達、先輩、後輩、指導者に対する言葉使い、態度に留意する。
3. 練習場、試合会場までの行き帰りの行動に制限する。
4. いじめを含め、社会規則に反する行動に対しては断固たる処置をする。
5. 続けられることを大事にし、能力に応じた要求をできる限りみたせられるようにする。

※ 特別な理由がなく途中で退会を勧告することはないが、クラブ規約、基本方針、留意事項などを守らない場合などで、指導運営部会で討議した結果やむを得ないと判断した場合は、代表が退会を勧告または除名する。

3. 運営組織

代表 クラブの基本方針を基に総責任者として指導運営にあたる。

・ 代表の下に円滑な活動をめざし、「指導運営部会」を設置する。

指導運営部会 代表を中心に立案し指導にあたる。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 練習及び試合活動 | 6. 年間、月間行事の管理 |
| 2. チーム、選手の管理 | 7. 合宿の管理 |
| 3. 会費の管理 | 8. グラウンド確保と管理 |
| 4. 指導スタッフの管理 | 9. その他 |
| 5. 対外試合の管理 | |

4. 会費及びユニホームなど

- ・ 会費は「クラブ費徴収内規」による。
- ・ ユニホームなどについては次のように定める。
 - a. ユニホームは個人持ちとし、その費用は各自負担とする。
 - b. その他、指定用具及び自己使用の用具の購入は各自 自由とする。

5. スポーツ傷害保険

- ・ 指導者・選手は全員、スポーツ傷害保険に加入する。

6. 日本サッカー協会への登録

- ・ 日本サッカー協会への登録は「前橋エコージュニアユース」で登録し、他のチーム及び中学校の部活へは登録できない。(部活の公式戦には出場できない。)

7. 練習日

	1年生	2年生	3年生(Aチーム)
火曜日	木瀬中学校	木瀬中学校	木瀬中学校
木曜日	桂萱中	桂萱中	桂萱中
金曜日	桂萱中・フットボールセンター	桂萱中・フットボールセンター	桂萱中・フットボールセンター

2024年4月現在

時間 19:00~21:00

雨天での練習 原則として中止の連絡のない場合は練習 試合を行う。

練習、試合の中止はグラウンド使用が認められない場合が中止となる。

不明な時は担当コーチに連絡し確認すること。

体調不良等で練習や試合を欠席するときは原則、本人が連絡をすること。

指導のガイドライン

前橋エコージュニアユースでは、選手として守るべき最低ラインを設定しました。このガイドラインに沿って指導したいと思いますので、選手・保護者の御協力をお願いいたします。

指導ガイドライン

- ・洋服・容姿の乱れ（グラウンド内）は、不用意のケガの危険性があるばかりか、恐喝や喧嘩などのトラブルの誘因となる。取り組む姿勢が洋服・容姿にも現れる。
他人から見て不快な感情を抱かせることは、前橋エコージュニアユースにとっても個人にとってもマイナスになる。
- ・買い食いなどは健康面に問題があり、不必要なコンビニ、飲食店などへの出入りはトラブルに巻き込まれる危険性がある。
- ・サッカーに無関係な持ち物や行動はトラブルの原因となりやすい。
上記の理由から選手の行動を次のように制限する。

1. 服装・容姿

1. 練習時は服装の規定はしないが、ふさわしい物とする。
2. 試合・遠征・土日の練習時は集合から解散までは指定の服（ユニホーム、ジャージ、Tシャツ）を着用する。必ず靴下、シューズを着用する。
(注意事項)サンダル、だらっとした服装、ピアス、髪を染める、長髪、パーマ、その他不適切な服装・容姿は監督及びコーチの判断で指導する。

2. 買い食い・買い物

1. 原則として家を出てから家に着くまで買い食い、買い物、飲食店、店舗への立ち寄りは一切禁止とする。1日に必要なものは各自出発前に準備を済ますこと。
2. 弁当、飲み物などは家を出る前に準備しておく。ただし、集合場所までの間で購入する場合は、保護者の承諾のうえ弁当、飲み物のみ認める。
3. 夏場など食中毒の危険性がある場合は、指導者の了解のもとに集合後でも購入を認める。
4. 菓子類、糖分の高い飲み物、炭酸飲料は栄養面で問題があるので一切禁止する。
5. 試合、遠征で間食・飲物が各自の準備で不足するときは、指導者が購入し全員に与える。その費用は別途徴収する。
6. 不必要な場所への立ち寄りを絶対しない。

3. 持ち物

サッカーに無関係な不必要なものは持ち歩かない。すべての電子端末を禁止致します。

4. 移動等

1. 練習場までの往復

1. 練習場までの往復の手段は、保護者の責任によって行い特に指定はしない。
2. 自転車利用の場合は特に交通ルールを守り、学校指定のヘルメットを着用し事故に注意する。
3. 電車・バスの利用者は他の人の迷惑にならないよう気をつける。

2. 試合会場（練習試合を含む）への送迎中の事故

試合会場（練習試合を含む）への送迎（マイクロバス、相乗り車両等）中の事故については、その車両の加入している保険の範囲にて処理するものとする。所有者及び運転手に責任及び補償を求めない。

※マイクロバスについては、対人・対物・搭乗者ともに無制限保障に加入している。

5. 欠席の連絡等

欠席の場合はできるだけ事前に理由（事情）を含め、選手本人が監督または担当コーチまで本人が連絡すること。やむ終えない場合は友人を通し連絡をする。連絡のない欠席はしない。

（歩けるようなケガの場合は見学をし積極的に戦術・技術を習得する。）

休部の場合はその理由を所定の申請書（休・退部申請書 兼 回答書）で申請すること。その扱いについては指導運営部会にて協議し考慮する。

※中学校の行事や役員等での用事は練習、試合より優先する。

（このことにより、試合等での選手起用等が左右されることはない。）

6. 練習などへの参加態度

1. 指導者に対する反抗的な態度や怠惰な態度、全員で行う設営や作業などに非協力的な態度には強く指導する
2. 意欲的、積極的に取り組む
 - ・指導者から支持されなくても、何をしなければならないか判断し、実行できる選手を目標にする。
 - ・ルールを十分理解しグラウンド内外を問わずフェアプレーを実践する。
 - ・常に高い目標を持ち自分の可能性を追求する。

7. 練習及び生活習慣

1. 集合時間に遅れない。挨拶をしっかりとる。
2. グラウンド使用の規則を守り、関係者への挨拶をしっかりとる。
3. 用具、服装は練習に適したものをしっかりと身につける。
4. ボールの空気圧は常に適正にしておく
5. 練習時間の関係で食事、休憩が不規則、不足になりがちです。練習前やあとにおにぎり牛乳などの軽食をとる。勉強時間の計画を立てる。仮眠などの取り入れなど工夫をして栄養と休息の確保に気をつける。
6. 各家庭でも食事のバランスと量、規則正しい生活習慣と休息に留意し、正常な発育、ケガ防止に努める。
7. サッカーに限らず選手に悩み等がある場合、早めに代表・監督またはコーチに相談する。代表・監督及びコーチは誠意を持って対応し悩みの解決に努力する。その場合、個人の秘密保持に万全を期す。

8. クラブでの生活態度にかかわらず、私生活・学校生活においても生活態度には気をつけ学校での生活態度には特に気をつけること。保護者は担任等から情報を取り指導し、場合によっては監督コーチに相談すること。

クラブ以外の態度が著しく悪いと認められた場合は必要な処置を施す。

8. 対外試合

1. 監督、コーチ引率で移動。(後援会に協力いただく場合もある) 市内、近隣地域は現地集合もある。
2. 交通費は自己負担とする。おおよその計算をし、余分なお金は持ち歩かないこと。移動に際交通マナー、及び試合会場の行動に気をつける。
3. 雨天の中止は連絡するが、不明の場合当日の担当コーチに確認する。公式戦は雨天でも原則として決行する。
4. 公式戦では試合開始時間30分前までに人数が11人満たない場合、試合は棄権扱いとなり、その試合に負けるだけでなく群馬県クラブユース連盟の加盟を取り消されたり、以降の大会に出場できなくなるなど厳しい処分がチームに下されます。選手は各自の責任を十分自覚し休まない、遅れないよう注意する。休む遅れる場合は早めに監督またはコーチに連絡を取ること。
5. 選手はユニホームを必ず半袖、長袖、正副のすべてを携帯する。背番号の登録は事前にするのでユニホームを忘れた場合は試合に出場できない。ユニホーム(パンツ、ストッキングも)は必ず同じものを購入する。少しの色違いやポイントの違いで使用ユニホームとして認められない場合もあり出場できないこともある。スパッツも同様である。スパイク、すねあて等の用具もルールの適したものを用意する。
GKユニホームは先発と控え選手は同じものを着用しなければならない。
6. 試合のベンチには保護者が入ることは出来ない。
7. 各自のゴミは必ず持ち帰る。

9. 遠征・合宿

1. 合宿は全員参加を原則とする。
2. 費用は個人負担とする。
3. 宿泊日数によって持ち物は各自で準備する。 保険証のコピーを必ず持参する。

第8条 必要に応じて後援会より引率の補助を行う。

10. 学校部活の加入

部活動の加入は本人の自由とする。ただし「前橋エコージュニアユース」の活動を優先することを顧問に伝え承諾を受けておく。

11. すべての注意事項が守れなかった場合の処置

1. 選手に口頭で注意する。
2. 改善されなかった場合は、保護者立会いのもと注意する。
3. さらに改善されなかった場合は、退部を勧告する。

スタッフ名簿

		氏名	携帯
代表		石田 達之	090-3090-3273
事務局会計		小野 智巳	090-9379-3478
総監督		片山 高雄	090-3242-9044
監督		石田 達之	090-3090-3273
コーチ		鶴生川 統英	090-8720-6741
コーチ		坂本 光紀	090-2736-3907
コーチ	GKコーチ	田中 弘一	090-4596-1012
コーチ		塚越 優大	090-7274-7488
サポートコーチ	強化	遠藤 佳吾	090-3515-4011
サポートコーチ	コーチ 兼 トレーナー	大野 優介	080-3252-4849

石田アドレス

PC tatuecho@gmail.com

練習・試合の会場・時間等の問い合わせは主任コーチまで

その他の問い合わせは総監督(石田)まで

会費等は事務局会計(小野)まで

クレセルバレンテ（エコージュニアユース）の歴史

2000	前橋エコージュニアユース設立	
2001	U13群馬県協会会長杯 準優勝	
2004	U14群馬県協会会長杯	準優勝
2005	第12回群馬県クラブユースサッカー選手権 U-15 大会	第3位
2006	第10回群馬県クラブユースサッカー選手権 U-15 大会	優勝
	第10回 関東クラブユースサッカー選手権(U-15)大会	関東大会出場
	第13回 日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会	全国大会出場
2007	第11回群馬県クラブユースサッカー選手権 U-15 大会	優勝
	第11回 関東クラブユースサッカー選手権(U-15)大会	関東大会出場
	第20回高円宮杯全日本ユース(U-15)群馬県大会	準優勝
	第20回高円宮杯全日本ユース(U-15)関東大会	関東大会出場
2009	第15回群馬県クラブユースサッカー選手権 U-15 大会	第3位
	第15回 関東クラブユースサッカー選手権(U-15)大会	関東大会出場
2010	第13回 NIWANO CUP 群馬県クラブユースサッカー大会 兼 新人戦	第3位
	群馬県会長杯ユースリーグ(U-15)ウルトラリーグ(前期)	第2位
	第16回群馬県クラブユースサッカー選手権 U-15 大会	優勝
	第16回 関東クラブユースサッカー選手権(U-15)大会	関東大会出場
	群馬県会長杯ユースリーグ(U-15)ウルトラリーグ(後期)	第4位
	第22回高円宮杯全日本ユース(U-15)群馬県大会	ベスト8
2011	第17回群馬県クラブユースサッカー選手権 U-15 大会	準優勝
	第17回 関東クラブユースサッカー選手権(U-15)大会	関東大会出場
	第23回高円宮杯全日本ユース(U-15)群馬県大会	ベスト4
2012	第18回群馬県クラブユースサッカー選手権 U-15 大会	ベスト4
	第24回高円宮杯全日本ユース(U-15)群馬県大会	ベスト4
	第24回高円宮杯全日本ユース(U-15)関東大会	関東大会出場
2021	第17回 関東クラブユースサッカー選手権(U-15)大会	関東大会出場
2023	クレセルバレンテ前橋 名称変更	
現在		

クラブ設立
2000年4月1日

規約
2000年4月1日
規約改定
2005年4月1日
2006年4月1日
2013年4月1日
2015年4月1日
2019年4月1日
クラブ費徴収内規
2020年4月1日
クラブ費徴収内規

第4条

第5条

2023年4月1日
名称変更

2024年4月1日
クラブ費徴収内規第3条